

移転価格における 差異調整と統計分析の活用 - 前編

岸谷 暁
河野 綾人

EY 税理士法人アラート・ライブラリー

EY 税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

1. はじめに

グローバル化の拡大と深化に伴い、移転価格の問題は、一層複雑化し、企業グループの課税所得の国際的配分に大きな影響を与える結果となっている。さらに、移転価格の問題は、国内の税務当局による移転価格調査だけでなく、更正処分に対する相互協議、二国間以上の事前確認（Advance Price Agreement）などの複数の国に跨った対応を要求し、企業、自国の税務当局、相手国の税務当局といった利害関係が異なるステークホルダーとの交渉や説明を必要とする場面に発展することもある。移転価格の問題が相互協議ではなく、訴訟へと進展してしまった場合には、裁判官も新たなステークホルダーとなる。

このように、移転価格を巡り、様々なステークホルダーが関与するが、利害が異なるステークホルダーに自社の移転価格を納得してもらうには、共通の言語や客観的なフレームワークが必要である。この共通の言語や客観的なフレームワークとして有用であるのが経済学やファイナンス理論である。移転価格の対応において、結局のところ独立した第三者間であればどのような取引を行い、価格決めをするのかというアームズレングス基準を合理的かつ客観的に示していくことが、ステークホルダーに納得してもらうための最も重要な観点となる。

移転価格の世界では、古典的なミクロ経済学やゲーム理論の応用、コーポレートファイナンスの適用が試みられてきたが、2000年代初期にはオプション理論といった金融工学のアプローチが知的財産の価値評価の場面では適用されてきた。

上記の経済学やファイナンス理論は取引の経済実態の分析における理論的なフレームワークを提供するが、変数間の客観的な関係を明らかにするという目的においては統計学や計量経済学が活用できる。経済学的に妥当な説明に加えて、実際に、ある変数と他の変数に統計的に有意な関係があることを示すことができれば、変数間の関係を科学的に実証することが可能であり、経済学やファイナンス理論という共通言語にプラスして客観性を担保することができる。

移転価格の分野において統計分析や計量経済学が活用できる場面があるが、本稿前編ではまず、平成31年税制改正において四分位レンジが認められたことにより差異調整の重要性が高まっていることを述べ、移転価格における差異調整のフレームワークについて概括する。本稿後編では、回帰分析の手法が移転価格における差異調整に活用できるケースを具体的に示していくことにしたい。

2. 四分位レンジと差異調整

平成31年税制改正において移転価格課税に四分位レンジが認められた¹。従来、独立企業間価格レンジについては、措置法通達66の4(3)-4で「国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、当該幅の中に当該国外関連取引の対価があるときは、当該国外関連取引については措置法第66条の4第1項の規定はないことに留意する。」とし、当該幅はフルレンジであると解されてきた。フルレンジの前提となる比較対象取引については、措置法通達で規定されているように、「類似性の程度が十分でない非関連者取引により形成された数値に対して統計的手法を適用した結果として生み出された数値の幅は独立企業間価格の幅とは認められないことに留意する必要がある」とされているように、相当程度の比較可能性が確保されていることが要求されている。

今回の税制改正では、「比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることが

できない場合には、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができる」と規定されている。四分位法とは、比較対象取引のデータ個数を100%とした場合に、上位25%と下位25%を除外して、中心部分の50%からなるレンジ（四分位レンジ）を指す。四分位レンジは、外れ値の影響を除外できることがメリットであるが、比較可能性が高い適切な比較対象取引を選定しているにもかかわらず、上位25%と下位25%が除外され、レンジが狭まってしまうデメリットがある。今回の税制改正で留意すべきは、「定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない」と判断された場合には、四分位法が適用できるという点である。この規定によれば、比較対象取引の比較可能性が十分でなくても、四分位レンジにより異常値が排除されているのであるから、四分位レンジであれば適用できるということが想定できる²。

ここで問題になるのが、「定量的に把握することが困難な差異」という規定であろう。というのも、差異の定量的な把握は、分析者の定量分析の技術的水準に影響されるため、何をもって困難であるというのは分析者次第ということになるであろう。納税者からの立場からすれば、仮に税務当局が提示した比較対象取引について、検証対象取引と一定程度の差異が認められるものの「定量的に把握することが困難な差異」があるために、四分位レンジが主張された場合、本当に差異の定量的な把握が困難であるのか、慎重に検討する必要があると思われる。仮に、フルレンジをサポートするための比較可能性を十分に確保できないとしても、可能な限り検証対象取引との差異を把握し、定量的に調整した四分位レンジを使用することが、納税者にとっては望ましいと考えられる。

3. 差異調整のフレームワーク

現在、企業グループにおいて移転価格算定方法として選定される手法は、取引単位営業利益法（TNMM）が実務的には最も多く採用されている。ここでは、TNMMにおいて選定される比較対象企業と検証対象企業の利益水準指標（PLI）の調整という文脈で差異調整のフレームワークを説明する³。

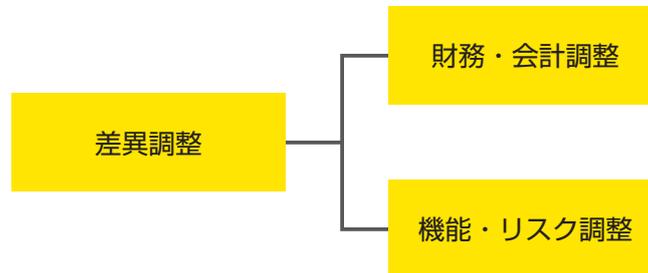
比較対象企業への調整は、財務・会計上の調整といった比較的定型的な調整と機能・リスク調整といった非定型的な調整に区分することができる。

1. 移転価格課税に四分位レンジが認められたことの概要と懸念事項については、別所徹弥「移転価格課税に四分位レンジが認められたことによる懸念事項」国際税務vol.39 No.5、2019年5月を参照されたい。

2. 別所（前掲注）でも、「外部のデータベースから持ってきた比較対象取引については、容易にその比較可能性の欠缺を言うことは可能」だと想定されるので、フルレンジの使用を維持することはかなり困難なものと考えられると指摘している。

3. 残余利益分割法（RPSM）でも基本的機能に係るリターンを測定する必要があるため、TNMMと同様に差異調整は重要である。

差異調整の類型



【財務・会計調整】

財務・会計調整における会計項目調整や取引条件調整は一般的な手法として移転価格の実務において採用されているが、その他の調整は全てのケースに必ずしも適用されるわけではなく、ケースバイケースで適用の合理的であるかの検討が必要である。財務・会計調整の主な項目は以下のとおりである。

財務・会計調整の概要

調整手法	調整の概要
会計項目調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計基準や慣行の差異による売上、原価、費用項目の差異を調整、組換えを実施し、比較可能性を高める ▶ 利益分割法を適用する場合や国外比較対象企業を適用する場合は、検証対象企業や比較対象企業がベースとしている会計原則の違いを検討し、重要な差異がある場合には、適切な調整を加える
取引条件調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 売掛金や買掛金はある種の信用供与機能を有しているため、支払期間の差異に係る売掛金、買掛金の残高を調整し、金利部分を売上や売上原価に反映する（例：支払期間90日vs.現金支払）
在庫調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高い在庫水準を有する企業は、販売の機会損失の減少、顧客に対してはより多くの購買機会を提供することで高い利益を享受するという前提を置く ▶ 在庫回転日数の差異に係る在庫残高を調整し、差異に係る金利（又は資本コスト）を売上原価に反映させる
販管費（SG&A）調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販管費の集約度における差異は、一般的に営業利益レベルでは解消されるものの、粗利益レベルでは解消されない。従って、修正RP法等を用いる場合には、調整が必要となる ▶ 販売会社の機能が販管費に集約されている場合、TNMMを用いる場合でも、販管費の集約度が営業利益率に相関がないか検証することは重要である。影響がある場合には、少なくとも、比較対象企業の選定基準に販管費の集約度を盛り込むべきである
償却調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 検証対象企業の有形固定資産の償却が進んでいない場合や、減価償却方法の違いにより減価償却累計額の水準が異なる場合、有形固定資産調整が必要な場合がある ▶ 減価償却累計額と取得価額の割合がターゲットに達するまで検証対象企業や比較可能企業の減価償却累計額を増加（又は減少）させ、簿価を調整し、差異に係る資本コストを営業利益に反映させる

上記の調整のうち、会計項目調整と取引条件調整は通常の比較対象企業分析で重要な差異があれば、通常実施されるべき調整項目である。

在庫調整の実施については、注意が必要である。一般的に過剰在庫を抱えると在庫廃棄損等の追加コストが発生するため、より高い在庫が追加的な利益に貢献するという前提が成り立つかは、検証対象企業や比較対象企業が属する業界で十分に分析する必要があるであろう。

仮に在庫の調整を実施するにしても、売掛金や買掛金と同様の金利を使用してよいのか、もしくは加重平均資本コストを用いるべきであるのかという論点もある。このように、在庫調整の検討は、慎重に検討すべきであろう。

【機能・リスク調整】

比較対象企業は通常外部のデータベースから選定するが、比較対象企業候補の母集団は財務の信頼性という観点からも上場企業とする場合が多い。資本市場へのアクセスが比較的容易な上場企業は、M&Aにより事業の統廃合を進め、近年では単一の機能やリスクを有する比較対象企業を選定することが一層困難になってきている。さらに、上場するから

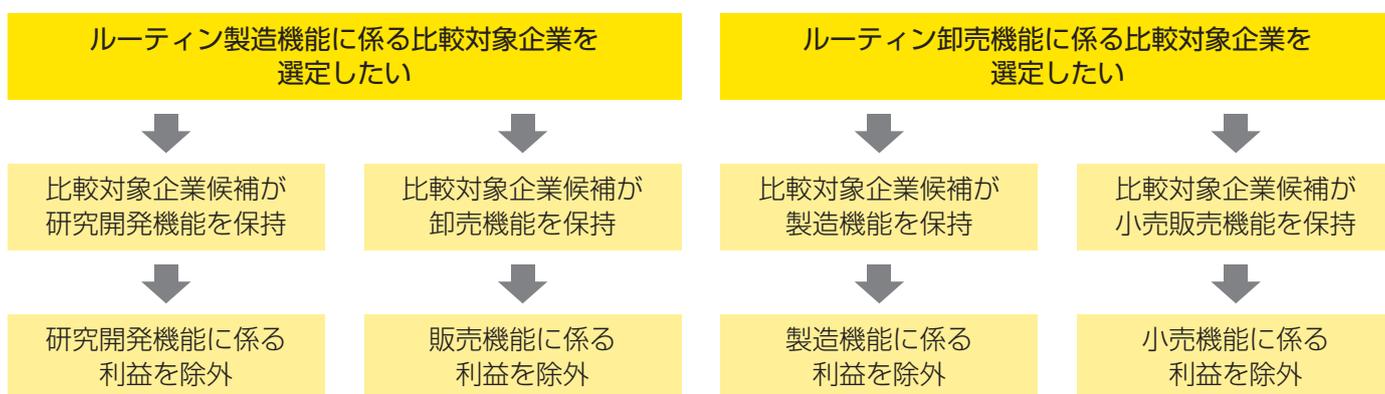
には通常他社と競争していくために何らかの重要な無形資産を有していることが想定され、機能・リスク差異に係る調整方法の重要性は高まっていると言える。

機能・リスク差異に係る調整は上述した財務・会計調整と比べて、一般的な手法は確立されているわけではものの、回帰分析といった統計的手法が活用できる領域である。まず、機能調整のアプローチについて説明する。

【機能調整のアプローチ】

ルーティン製造・販売（卸売・小売）機能に係る比較対象企業を選定する場合、単一機能に特化した比較対象企業が存在しない、または企業数が限定的である場合がある。類似企業を選定したとしても、複数の機能を持った企業しか選定できないこともある。このような場合、対象となる機能以外の機能に係る利益を推定し、それを全体の利益から除外する調整を行うのが、機能調整の基本アプローチとなる。

機能調整のアプローチ



機能調整は非定型的であり、下記に限定されないが、主な機能調整の手法は以下のとおりである。

機能調整の概要

調整手法	調整の概要
R&D調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ R&D調整においては、R&Dがもたらすリターンを計測するために、回帰分析を適用する ▶ R&Dの回帰分析によって得られた係数を用いて、比較対象企業の営業利益に含まれているR&Dの貢献による利益を除外する
マーケティング調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ R&D調整と同様に、マーケティング調整においては、マーケティングがもたらすリターンを計測するために、回帰分析を適用する ▶ マーケティング費用を用いた回帰分析によって得られた係数を用いて、比較対象企業の営業利益に含まれているマーケティングの貢献による利益を除外する
製造調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製造機能に係る利益は、製造用有形固定資産規模に依拠するという考え方に基づけば、比較対象企業と検証対象企業の有形固定資産の集約度の差異に調整係数を乗じることで、利益調整額を求めることができる。調整係数には、加重平均資本コストや回帰分析に基づく係数を使って求める ▶ 比較対象企業の製造原価が推定できる場合には、比較対象企業の製造原価にコストマークアップを除外して、利益調整額を求める
製造販売調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 検証対象企業がルーティンな製造販売機能を行うが、重要な無形資産を有さない製造販売機能を持つ比較対象企業を特定することができない場合、受託製造企業と販売企業のPLIを組み合わせることで、ルーティンな製造販売機能のPLIを算定する（但し、取引段階を考慮してPLIを算定する必要がある）
小売調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 検討対象企業が卸売と小売機能を有している場合で、小売企業の比較対象企業が特定されている場合、検証対象企業の卸売段階の売上を小売段階に調整し、小売のリターンを追加する
ビジネスミックス調整	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製造販売とメンテナンスサービスに従事する検証対象企業と比較対象企業がある場合、製造販売とサービスのミックスの違いが利益率に重要な影響を及ぼす場合がある。ビジネスミックスと利益率の相関関係を回帰分析で推定し、比較対象企業と検証対象企業のビジネスミックスの水準を合わせるように調整する

回帰分析は、あるデータと他のデータの相関関係を定量化することができるため、例えばある機能が集約されている財務上の指標と営業利益の関係を定量的に示すことができる。上記「機能調整の概要」で挙げているR&D機能の調整では、比較対象企業のR&D費用と営業利益の関係において、追加的なR&D費用がもたらす営業利益へのインパクトを回帰分析によって推定し、R&D費用水準の差異に対応した営業利益額を調整前の営業利益に反映してR&D調整後の営業利益を算定することができる。ただし、回帰分析は有用であるものの、どのような回帰分析を採用するのか、説明変数の選択といった点については、十分に検討して合理的なモデルを設定する必要がある。

【リスク調整の概要】

代表的なリスク調整として、本稿では為替リスク調整と資本コスト調整について説明する。

<為替リスク調整>

移転価格の世界では、為替リスクをどのように調整するのか、といった問題は古くて新しい問題である。日本の輸出企業には、円・ドル為替レートが1円変動するだけで、連結損益に数十億円のインパクトがある企業もあるように、為替レートが企業の損益に大きな影響を与えることに異論はないであろう。為替リスクは大きく分けて取引リスクと経済的リスクに分けられる。取引リスクは、外貨建て取引が行われた時点と実際の代金の受け払いがなされた時点により生じる為替リスクであり、ヘッジ可能なリスクで、損益計算書上は営業外として取扱われる。経済的リスクは、中長期的な為替変動により製造コストをはじめとする企業のコスト構造や競争条件に影響を与えるリスクであり、ヘッジできないことが特徴である。

為替の経済的リスクを前提に、比較対象企業と検証対象企業に為替リスクに重要な差異があると想定される場合、どのような調整が可能であるだろうか。アームレングス基準において比較対象企業が独立第三者とどのような為替リスクを配分しているのかを検討しても、一般的に外から把握することは極めて困難である。さらに、独立第三者との取引がドル建てであることがわかったとしても、為替リスクをどのように取引価格に反映するのかという点までを把握するのはより困難である。このように為替リスク調整を比較対象企業側に施すのは非常に難しいため、移転価格の観点からは、為替リスクのコストや利益を関連者間でどのように分担するか、または市場にどのように転嫁することができるのかといった観点から、検証対象側に調整を加えるアプローチをとるのが通常となっている。

本稿では為替リスクについては、詳細な分析は割愛するが、為替リスク調整に当たっては、1) 外貨通貨建ての取引金額、2) パススルーレート、3) 関連者間でのリスク分担割合、4) 為替変動率、5) 調整すべき会計項目の5点を考慮する必要があるとされている⁴。パススルーレートとは、為替変動の影響を市場に転嫁できるか、すなわち商品や製品の価格にどの程度転嫁できるかという点である。為替変動のうち、市場に転嫁できる部分は調整額から除外する必要がある。為替変動による仕入価格の上昇分を市場に100%転嫁できれば、為替調整は必要ないであろう。このパススルーレートは、業界や市場毎に異なるのが通常であり、バーゲニングパワーによって決まる。パススルーレートをどのように実証するのかについては、数多くの論文や研究がこれまでにあるが⁵、必ずしも簡単に推定できるものではないことに留意する必要がある。

<資本コスト調整>

比較対象企業と検証対象企業を比較する場合、通常機能が同様であれば、同程度のリスクを負うとみなすことに大きな異論はないと考えられる。しかし、機能は同様であっても、企業が抱えるリスクは異なるということもあり得る。具体的には、比較対象企業が同一の国ではなく、EUやアジアといった地域レベルでしか類似企業を選定することができない場合、各国の資本市場の違いや制度の違いにより事業活動を行う上での基本的なリスクが異なる場合がある。このような国の違いによるリスクの差異は、資本コストとしての期待収益の差異によって現れるため、利益に重要な影響を与えると想定される。

4. Sean Foley, "APA Approach to Changes in Exchange Rates", Transfer Pricing Report, October 2002
5. 古い文献としては、Yang Jiawen, "Exchange Rate Pass-Through in U.S. Manufacturing Industries", Review of Economics and Statistics, February 1997がある。

リスクと利益の関係を分析する理論として最も広く使われているのが、資本資産価格モデル (CAPM) である。CAPMは個別銘柄のリスクが高いほど投資家の要求するリターンは高くなるという相関関係が以下の線形式で表現される。

$$\text{[1] 株主資本コスト} = \text{安全利子率} + \text{株式リスクプレミアム} \times \text{株式のベータ}$$

株式期待収益率は、株主が要求するリターンであり、企業にとっては株式の資本コストである。これに加えて、負債コストを総合的に含めた資本コストが加重平均資本コスト (WACC) である。

$$\text{[2] 加重平均資本コスト (WACC)} = \text{負債構成比} \times \text{負債コスト} \times (1 - \text{法人税率}) + \text{株主資本構成比} \times \text{株主資本コスト}$$

個別銘柄の特徴はベータに現れるが、国別のWACCの差異は、株式リスクプレミアム、利子率 (企業の負債の利子率及びリスクフリーレート)、及び法人税率の違いによる要因が大きい。

① 株式リスクプレミアム

株式リスクプレミアムは、株式資本市場の安定度や成熟度、経済政策等に起因したリスクの差異として考えられる。

② 利子率

利子率は、金融市場の成熟度や期待インフレ率の差異により国ごとに違いが生じる。高い期待インフレ率は、投資に対する名目上のリターンを大きくする。資金の提供者が求めるのは、実質的なリターンであり、それは名目上のリターンから期待インフレ率を控除した率として求められる。

③ 法人税率

法人税率は、投資家に与えられる税引き後のリターンに影響を与えるため、法人税率の差異は、国別のWACCに影響を与える。法人税率が高いと負債の節税効果が大きくなるため、負債による調達コストは引き下げられるが、税引き後の利益は減少するため、法人税率が高い国の株式投資家は、法人税率が低い国の投資家に比べて同等の利益を期待しようとすれば、より高い利益を期待するため、株主資本コストは大きくなると考えられる。

このように上記の3点の要因からEUやアジアという地域に属する比較対象企業でも、国が異なればWACCが大きく異なる場合も想定される。このような場合、比較対象企業のWACCと検証対象企業のWACCの差異を算定し、比較対象企業の有利子負債プラス株主資本の金額にWACCの差異を乗じることで、利益への調整額を算定することができる。複数の国を含む地域における比較対象企業を選定する場合、株式リスクプレミアム、利子率、法人税率といったデータ

を並べて、検証対象企業と比較対象企業、及び比較対象企業間で大きな違いがないか確認することが必要であると考えられる。

4. 小括

以上、移転価格の比較対象企業分析に重要な影響を与えると考えられる差異項目の特定、その調整方法について財務・会計調整と機能・リスク調整に区分して概要を説明した。機能やリスクの差異が存在するような比較対象企業の分析において、「定量的に把握することが困難な差異」があると安易に判断するのではなく、本当に定量的に把握することはできないのか、経済学やファイナンス理論からの知見を応用することができないのか、回帰分析をはじめとする統計的手法の適用可能性を十分に検討する必要がある。平成31年税制改正において四分位レンジが認められたことにより差異調整の重要性が高まっているが、今後一層差異の定量的な把握が移転価格の実務で注目されることになると予想される。

後編では、差異の定量的な把握のために回帰分析を使ったケースを紹介していく。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190311

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp